

6月1日以降の保育所等の保育について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月31日（日）までの間は登園自粛（原則自宅保育）にご協力いただいているところですが、令和2年5月25日（月）にも首都圏の緊急事態宣言解除の方向性が示される可能性があることを踏まえ、今後の保育所等（保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育）の対応についてお知らせします。

1. 緊急事態宣言解除後の保育

緊急事態宣言が令和2年5月31日以前に解除された場合も、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、5月中は登園自粛要請を継続します。

令和2年6月1日（月）以降は、通常保育を実施します。（「登園自粛期間の保育届出書」は不要となります。）

保育に当たっては感染症防止対策に努めてまいります。感染リスクを完全に解消することは困難であることをご理解いただき、登園の際は感染リスクの低減にご配慮いただくようお願いいたします。

緊急事態宣言解除後におきましても感染防止策の徹底を一定期間継続する必要があることから、令和2年6月30日（火）までは、可能な場合は登園を控えご家庭で保育していただく等、ご協力をお願いいたします。

在園児または職員に感染者が出てしまった場合には、2週間休園となります。

2. 保育料について

令和2年6月30日（火）までは「協力期間」とし、自宅保育等で登園を控えていただいた場合、欠席日数に応じて日割り計算いたします。

なお、原則お支払いいただいてからの還付（返金）対応とさせていただきます。

「草加市利用者負担額減額申請書」を6月26日（金）までに在園する保育所または保育課へ提出してください。

「草加市利用者負担額減額申請書」は、準備が整い次第保護者宛てに郵送します。

3. 育休復帰、求職活動者（内定者）について

復職期限、就労開始期限については7月1日までとじていましたが、自宅保育等にご協力いただく「協力期間」が終了する日の翌々月の1日までとします。

（今回は6月30日に終了予定ですので、復職期限・就労開始期限は8月1日となります）

4. 感染拡大防止のための留意点

- ①登園前に、子ども本人・家族の方の体温を計測し、発熱が認められる場合には、登園を控えてください。
- ②発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過するまでは経過観察をしてください。
- ③発熱がなくても、呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園を控えてください。ただし、呼吸器症状等が感染性のものとないと医師が判断した場合はこの限りではありません。